

各 位

平成 20 年 8 月 22 日

上場会社名 株式会社ベクター
代表者名 代表取締役社長 梶並伸博
(コード番号 2656 大証ヘラクレス市場)
問い合わせ先 東京都新宿区西新宿 8-14-24
取締役管理部長 梶並京子
(TEL 03-5337-6711)

従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法第 238 条第 1 項、第 2 項および第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とする。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者および割当てる新株予約権の数

当社従業員 6 名 132 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

各新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、その数（以下「対象株式数」という。）は、132 株とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行なわれるものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）は、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行なう場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

132 個（なお、新株予約権 1 個当りの目的となる株式数は 1 株とする。）

ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。

なお、上記総数は、割当予定数であり、上記(1)記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社従業員たる地位を失っている場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とし、上記(2)記載の新株予約権の目的となる株式の数についても同様に減少する。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権につき金銭の払い込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.02を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{1株あたり払込金額（又は1株あたりの処分価額）}}{\text{新規発行（又は自己株式処分）前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

(6) 新株予約権の割当日

平成20年9月9日

(7) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の行使期間

平成22年9月10日から平成26年9月9日までとする。ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあ

たるときはその翌営業日を開始日とし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(10) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）が発行日において、当社の従業員である場合は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - a. 平成22年9月10日から平成23年9月9日までは、割り当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
 - b. 平成23年9月10日から平成24年9月9日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - c. 平成24年9月10日から平成25年9月9日までは、割り当てられた新株予約権の75%について権利行使することができる。
 - d. 平成25年9月10日から平成26年9月9日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ② 新株予約権者は、権利行使時に当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他自己都合によらない正当な理由を取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- ④ その他の条件は、本取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由および取得条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。そのほか、新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権割当契約書」に定めるところにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。
- ② 新株予約権割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日である平成22年9月10日の前日までの間に、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも権利行使価格の50%（1円未満の端数は切上げ）を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を決めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要す。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡することができない。

以 上